

拉致被害者等への今後の支援策の在り方 (概要説明)

関係省庁拉致問題連絡会(支援幹事会)
2014年5月

1. 拉致被害者支援策と支援法の経緯

平成14年10月15日 拉致被害者5名が帰国
同 11月26日 総合的支援策の決定(拉致問題専門幹事会決定)
拉致被害者等支援法与党内手続完了、与野党国対委員長会談
同 12月4日 支援法成立



平成18年3月31日 支援法附則第3条(施行後3年を目途として必要な措置を講ずる)に基づき、施行規則を改正
(恒常的な所得が580万円を超えた場合の給付金の支給に関する激変緩和措置を創設)



平成21年7月16日 自民党拉致特命委員会 中間とりまとめ
同 7月28日 関係省庁対策会議支援分科会中間報告
平成22年2月17日 民主党拉致問題関係政策会議 支援法改正案の了承
同 3月31日 支援法改正案の成立
(拉致被害者等給付金の支給期限を5年から10年に延長)



平成24年4月27日、7月31日 支援分科会開催
関係地方公共団体から帰国家族支援について意見聴取等を実施



平成26年2月12日 拉致問題対策本部(コア会合)において、関係省庁拉致問題連絡会(支援幹事会)を設置し、今後の支援策の在り方について検討を開始。
第一段階として、課長級WGを設置して論点整理。

2. 拉致被害者等への今後の支援策の在り方について（論点整理）

検討の背景

- ・拉致被害者等支援法に基づき支給している拉致被害者等給付金について、平成26年度末に期限が到来。
- ・帰国拉致被害者が今後退職年齢に達する等の中で、長期間の拉致により貯蓄が十分でなく、また厚生年金等の加入期間が短期間で報酬比例部分の年金額が十分ではない。
- ・今後の新たな拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期する必要がある。

課長級WGにおける関係府省による検討



関係者からのヒアリング

論点整理

①現在の給付金の取扱い

- ・十分な老後の支援策が措置されるのであれば、打ち切っても差し支えないのではないか。
- ・大都市に居住する場合を想定し、地域手当制度のような調整措置が必要ではないか。
- ・帰国当初より子供が別世帯を構成していることも想定した制度となっているか。

②新たな老後の支援策

- ・老後の所得を補完する新たな給付金制度(恒久措置)が必要ではないか。
- ・定年退職後の住居は目途がついているか。
- ・高齢の日本語が不自由な者への支援措置は十分か。

③新たな拉致被害者帰国に向けた施策

- ・成人後かなりの期間が経過した子供が帰国した場合の支援策の充実が必要ではないか。
- ・65歳以上で帰国した拉致被害者について、②以外に必要な事項はないか。
- ・本人のみが帰国する場合等について、親族往来への支援を拡充すること等が必要か。

今後の検討スケジュール

5～7月 関係省庁拉致問題連絡会(支援幹事会)における検討

8月末 概算要求、検討結果を反映

来年1月 法制化が必要な部分について、改正法案を国会へ提出(議員立法を想定)

3. 当面のスケジュール

5月7日 支援幹事会(第2回)(論点整理(WG検討結果報告)、総合的支援策フォローアップ)

5月～7月上旬 各党拉致問題対策機関会合における検討

7月中旬 支援幹事会(中間報告案の検討、各党の意見等を反映)
各党拉致問題対策機関(中間報告案の検討)

7月下旬 政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会(中間報告案の承認)
拉致問題対策本部(中間報告案の承認)

8月上中旬 各党内閣部会等(概算要求案の説明)

8月末 概算要求

4. 支援法の概要及び総合的支援策

平成14年10月に拉致被害者5人が帰国したことに伴い、総合的に拉致被害者を支援するための「総合的支援策」を日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議の拉致問題専門幹事会で決定(同年11月)するとともに、給付金の支給や年金など従来の法律で対応できない支援に関し議員立法で拉致被害者等支援法を制定(同年12月)

帰国被害者等の自立促進と生活基盤再建等に資するため、国及び地方公共団体が連携して必要な施策を講じている。

「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について」

(平成14年11月26日、拉致問題専門幹事会第5回会合決定)

1 経済的支援について

- 帰国等に伴う費用の負担
- 日本における生活の保障
 - ・拉致被害者等給付金の支給
 - ・滞在援助金の支給
- 年金の給付
 - ・みなし加入、保険料負担

2 身体の安全及び心身の健康

- 身辺の警護
- 健康診査
- 精神的なケア

3 生活相談

- 相談・対応窓口の設置
- 派遣形式による研修等の実施

4 居住の安定

- 公営住宅への入居

5 雇用機会の確保

- 公共職業安定所による就職あっせん
- 職業訓練の実施

6 教育機会の確保

- 学校への受入
- 日本語習得への支援

7 戸籍等に関する手続

- 日本国籍の取得
- 婚姻届、出生届等各種届出の受理等

8 国と地方の連携

9 生存が確認されていない被害者の家族への対応

「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」

(平成14年12月11日法律第143号)

1 目的(第1条)

北朝鮮当局による拉致被害者及び家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者等の自立を促進し、生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずること。

2 対象者(第2条)

- ①北朝鮮当局によって拉致された被害者
- ②被害者の配偶者等(①の配偶者、子、孫)
- ③被害者の家族(②のほか①の父母、祖父母、兄弟姉妹)

3 施策

- 国等の責務(第3条)
 - ・安否情報の収集、国と地方自治体との連携、家族対応等
- 帰国等に伴う費用(第4条)
- 拉致被害者等給付金等の支給(第5条)
 - ・滞在援助金、拉致被害者等給付金(10年を限度)
- 生活相談等(第6条)
 - ・相談に応じ必要な助言、日本語習得の援助
 - ※「帰国被害者等自立・社会適応促進事業」を実施
- 住宅の供給の促進(第7条)
- 雇用の機会の確保(第8条) ※注
 - ・職業訓練の実施、就職あっせん
- 教育の機会の確保(第9条)
- 戸籍に関する手続に係る便宜の供与(第10条)
- 国民年金の特例(第11条)
 - ・みなし加入、保険料負担
- 譲渡等の禁止、非課税(第12条・第13条)

※注：職業転換給付金制度の対象者(雇用対策法施行規則第2条、第3条、第6条の2)及び特定4 求職者雇用開発助成金の対象労働者(雇用保険法施行規則第110条)。10年の限度あり。

5. 拉致被害者等給付金等の概要

○支給方法

- ・ 帰国被害者等が本邦に永住する場合には、拉致被害者等給付金を、永住の意思決定の時から10年を限度として、毎月（支給の最初の月は、月額額の4倍）支給。
- ・ 被害者の永住の意思決定が可能となるまでの間は、滞在援助金を支給。

対象世帯 人員数	拉致被害者等給付金 滞在援助金
単身世帯	17万円
2人世帯	24万円
3人世帯	27万円
4人世帯	30万円
5人世帯	33万円

（注）以下、1人増えるごとに3万円加算。滞在援助金は、被害者本人に限り支給。

○支給停止要件

- ・ 一の支給対象者に年額580万円超の恒常的な所得があった場合には、580万円を超えた分の1/2に相当する額を給付金から減額。

○支給減額要件

- ・ 一の支給対象者に年額200万円以上の恒常的な所得があった場合には、支給額を3万円減額。